

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政事務の執行についての監査（行政監査）

2 行政監査のテーマ

公の施設に係る指定管理者制度について

3 監査の目的

平成15年9月の地方自治法の一部改正において、公の施設の管理運営について、これまで管理者の範囲を公共的団体等に限定してきた管理委託制度に代わって、広く民間事業者の参入を認める指定管理者制度が導入された。

指定管理者制度は、公の施設の設置目的等を損なうことなく、適切な管理運営を確保したうえで、民間事業者を含む管理者に施設の使用許可権限を付与することを可能とするとともに、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上、経費の削減等を図るものであり、現在34施設において導入されており、今後、さらに拡大するものと予想される。

このため、当該施設のなかから2施設を抽出し、この制度の導入目的である「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る」ことができているか等に主眼をおいて検証し、今後の公の施設のより適切な管理運営に資することを目的とする。

4 監査の対象

すわ公園交流館（所管：商工農水部商業観光課）

歯科医療センター（所管：保健福祉部保健センター）

5 事前監査期間

平成20年1月 9日（すわ交流館）

平成20年1月10日（歯科医療センター）

6 監査日

平成20年2月1日

7 監査方法

指定管理者及び市の所管部局の出席を求め、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、監査委員による質疑応答を行なうとともに、施設の管理運営状況について実地調査を行った。また、監査委員の監査に先立ち、事務局職員が関係資料や現地の調査等の事前調査を行い、基本的な事実関係を確認し、監査委員へ報告した。

8 監査の着眼点

- (1) 施設の管理運営は、内容、運営時間等からみて、施設の設置目的に合致しているか。また、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- (2) 管理運営にあたり、公共性、経済性は考慮されているか。
- (3) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に基づいて適正に行なわれているか。
- (4) 指定管理者に管理を行わせることにより、経済性、効率性の向上は図られているか。また、利用料金制の導入など指定管理者の経営努力を促す方策がとられているか。
- (5) 指定管理者への指導監督は適切に行なわれているか。
- (6) 管理体制、人員配置は、施設の規模等からみて適正なものか。
- (7) 施設は十分に利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。また、利用状況が低率なものについて、問題点が把握され解決について努力されているか。
- (8) 指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行なわれているか。

第2 監査対象の概要

1 施設の概要

<すわ公園交流館>

所在地	四日市市諏訪栄町2番25号	設置年月：平成15年8月
所管課	商工農水部 商業観光課	
設置目的	諏訪公園内の歴史的建造物を中心市街地に来る人や住む人の憩いの場、交流の場及び自己実現の場として諏訪公園と一体的に活用し、もって、中心市街地活性化の拠点とするため。	
設置の根拠 (法令・条例等)	四日市市すわ公園交流館条例、同施行規則	
施設の概要	敷地面積(㎡)	10,825㎡の一部
	延床面積(㎡)	384.38㎡
	施設の内容 1階 ホール・デッキ・事務所等 2階 児童館(閉館時は「すわ公園交流館」として使用)	
事業の概要	中心市街地の活性化を図るため、すわ公園交流館を市民グループ等が主体的に取り組む様々な活動の拠点として、また、来街者や居住者のための憩いの場としていく。	

< 歯科医療センター >

所在地	四日市市本町9番12号	設置年月：昭和57年4月
所管課	保健福祉部 保健センター	
設置目的	障害者に対する歯科診療及び特定日における応急の歯科診療を行い、市民の健康の増進と福祉の向上に寄与するため。	
設置の根拠 (法令・条例等)	四日市市歯科医療センター条例、同施行規則	
施設の概要	敷地面積 (㎡)	668.03㎡
	延床面積 (㎡)	524.73㎡
	施設の内容 鉄筋コンクリート造2階建 1階：駐車場・ホール等 2階：診療室・技工室・X線室・暗室・予診室・事務室等	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年末年始の休日歯科診療業務 ・ 障害者歯科診療業務 ・ 診療費等の利用料金の収納業務 ・ 歯科医療センター施設、附属設備等の維持管理に関する業務 ・ その他歯科医療センターの運営に関して市が必要と求めた業務 	

2 指定管理者の選定

指定管理者の選定にあたっては、学識経験者や税理士等5名の委員で組織された指定管理者選定委員会（平成16年1月1日設置済）によって公正かつ確かな審査・選定が行なわれている。

すわ公園交流館については、中心市街地での市民活動や交流の拠点という施設の設置目的等から条件を付した公募により、四日市諏訪西商店街振興組合が平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、指定管理者に指定された。

歯科医療センターについては、歯科医師の管理者を必要とすること、障害者歯科診療の専門医を複数必要とすること、四日市市の委託により障害者歯科や休日歯科診療業務の実績が豊富であること、また、施設が歯科医師会館との合築方式で改築を行なっているため、施設の一体管理をすることが効率的・合理的であることから、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、社団法人四日市歯科医師会を指定管理者とした。いずれの施設も、その指定にあたっては、四日市市議会の議決を経ている。

施設名	指定管理者
すわ公園交流館	名称：四日市諏訪西商店街振興組合
	代表者：理事長 後藤 洋介
	住所：四日市市諏訪栄町2番19号
歯科医療センター	名称：社団法人 四日市歯科医師会
	代表者：会長 浅野 年嗣
	住所：四日市市本町9番12号

3 管理運営の状況

<すわ公園交流館>

中心市街地への来街者や居住者にとって、すわ公園交流館が、交流の場、憩いの場及び自己実現の場となるという設置目的を十分に達成するとともに、指定管理者の募集要項、仕様書等の基づく管理業務は適切に実施されていた。

また、各企画事業の計画・報告、執務日誌等の報告書の提出、貸与備品の保守管理保安警備業務、条例・規則に基づいた貸館業務についても適切に履行されていた。

イベント企画については、市民企画団体への指導・助言等の事業活動支援を実施し、多くの参加があった「こども四日市」「すわサマーLive」など、各世代が年間を通じて参加できる各種イベントを的確に運営していた。

また、月1回行われる「運営協議会」の意見等を施設運営に確実に反映するとともに、指定管理者において課題等に対処するために毎週定期的に施設運営にかかるミーティングを開催するなど、円滑に業務の運営がなされていた。

すわ公園交流館の開館時間は下記のとおりとなっている。また、2階の児童館についても、閉館時にはすわ公園交流館として使用されている。

<p>開館時間：午前9時30分～午後6時30分 (専用使用：午後6時30分～午後9時)</p>
--

<歯科医療センター>

歯科医療センターの管理運営については、一般の歯科診療所での診療が困難な障害者の歯科診療を行い、市民の健康増進と福祉の向上に寄与するという設置目的を十分に達成し、さらに診療時間の拡大により市民サービスの向上に努めていた。また、施設の維持管理も適切に行なわれている。

診療業務については、条例・規則を遵守し、募集要項・仕様書等に定める業務を適正に実施し、延べ利用者数、利用登録者数ともに増加している。

また、経費についても、人件費、医療機器の使用料などの見直しにより、経費の削減が図られていた。

歯科医療センターの開館日数・時間は下記のとおりとなっている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者歯科診療：火曜日、木曜日午後 1 時～ 4 時 第 3 日曜日午前 9 時 3 0 分～午後 0 時 3 0 分 年間 9 1 日 ・ 休日診療：年末年始午前 9 時～ 1 1 時 3 0 分 第 3 日曜日午前 9 時 3 0 分～午後 0 時 3 0 分 年間 7 日
--

4 利用料金と指定管理料

すわ公園交流館及び歯科医療センターとも利用料金制を採用しており、条例で定める範囲内で、指定管理者において徴収されている。

平成 18 年度の利用料金収入は、すわ公園交流館で 74,670 円、歯科医療センターで 8,844,560 円となっており、施設の維持管理にかかる経費は、指定管理料と指定管理者が収受する利用料金で賄われている。

指定管理料及び指定管理者が収納した利用料金の内訳は次のとおりとなっている。

施設名	項目	金額
すわ公園交流館	指定管理料	13,629,338 円
	貸館収入 1 階ホール・展示壁面 2 階（児童館）	74,670 円
歯科医療センター	指定管理料	29,900,000 円
	利用料金収入 診療報酬 雑収入	8,780,416 円 64,144 円

5 利用者の推移

直営又は管理委託をしていた平成16年度及び平成17年度と、指定管理者制度を導入した平成18年度における年間利用者の推移は、下記のとおりとなっている。

施設名		平成16年度	平成17年度	平成18年度
すわ公園交流館	直営・委託の別	直 営	直 営	指定管理者
	利 用 者 数	一般入場者 12,268人	10,522人	6,934人
		公開使用の利用者 5,467人	6,808人	5,175人
		専用使用の利用者 4,947人	3,725人	3,811人
		2階貸館の利用者 3,003人	1,030人	970人
		イベント来場者 9,308人	10,080人	8,308人
歯科医療センター	直営・委託の別	管理委託	管理委託	指定管理者
	利 用 者 数	障害者歯科 1,178人	1,078人	1,297人
		応急歯科 51人	54人	59人

注) すわ公園交流館の利用者数について、指定管理者制度移行前と移行後とは利用者の集計方法が異なるため、平成18年度の利用者数は統計上少なくなっている。

6 管理体制等の状況

すわ公園交流館については、消防計画の策定、消防署や地域住民と連携した防災訓練の実施など緊急時の対応に備えられていた。更に、指定管理者の組合事務所が当該施設に隣接していることから、緊急時の場合には組合事務所職員等が対応できる体制となっており、諏訪公園交番とも連携しながら安全管理の向上が図られている。

また、障害者の方の施設利用に配慮した対応や施設利用者へのごみの持ち帰りの徹底など施設を利用する誰もが利用しやすくなる環境への配慮がなされている。

歯科医療センターについては、事件・事故や災害等に対する各種マニュアルを作成し、連絡網も整備されていた。更に、個人情報の保護についても研修会を行い、犯罪の防止・秘密の保持が図られている。また、診療日以外の駐車場の照明の消灯、玄関ホールの不要照明の消灯や医療廃棄物の施設内の清潔確保など環境への配慮がなされている。

7 事業収支

すわ公園交流館及び歯科医療センターの管理運営に要する経費は、利用料金制を導入しているため、四日市市が支払う委託料のほか、利用者が支払う利用料金の収入等をもって運営されている。

平成18年度における各施設の指定管理者の事業収支は、下記のとおりとなっており、各施設とも、事業収支は計画の範囲内において、適正に執行されていた。

<すわ公園交流館>

単位：円

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)
指定管理料	13,629,338	13,629,338
貸館収入	100,000	74,670
収入計	13,729,338	13,704,008
人件費	5,700,998	6,527,721
管理運営費	3,728,340	3,334,540
事務費	650,000	605,163
事業費	3,550,000	2,033,547
その他	100,000	0
支出計	13,729,338	12,500,971
収支	0	1,203,037

<歯科医療センター>

単位：円

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)
指定管理料	29,900,000	29,900,000
利用料金収入	診療報酬	8,500,000
	雑収入	0
収入計	38,400,000	38,744,560
人件費	23,700,000	24,121,860
管理運営費	1,230,000	1,292,152
事務費	6,090,000	5,099,863
事業費	6,380,000	7,118,891
その他	1,000,000	1,100,981
支出計	38,400,000	38,733,747
収支	0	10,813

第3 監査結果

監査対象とした2施設については概ね適正に執行されているものと認められたが、次の事項については、今後改善又は検討をされたい。

< 共通事項 >

【所見】

(1) 指定管理に伴う残余金の取り扱いについて

指定管理に係る委託料について、基本協定書には委託料の支払方法や経済状況等著しい変動が生じた場合の取り扱い等については明記されているが、事業収支において運営経費に係る残余金が生じた場合の取り扱いについての規定はなく、残余金を当該年度において受託団体の雑収入として余剰金処分している施設や繰り越して新たな事業に活用する施設など当該施設において会計処理が異なっていた。残余金の取り扱いについては、全庁的な視点から判断すべきものであると考えられるので、早い時期に具体的な運用指針など共通の基準について主管課の行政経営課と協議すること。

【検討事項】

(2) 第三者による測定・評価の仕組みづくりについて

平成20年度に2回目の指定管理者の選定期を迎えるが、1回目の事業評価をどのように行なうかが極めて重要となる。施設の利用者等に対するアンケート調査を実施するなど指定管理者による公共サービスの履行が、安定的・継続的に提供されることが可能であるかを第三者が測定・評価するような仕組みづくりを検討すること。【検討事項】

(3) 所管課によるモニタリングの実施について

所管課は、指定管理者制度導入後の業務内容の実施状況や施設サービス水準の動向などを掌握し、その効果の検証に努め、連絡調整会議、運営委員会等を通じて業務水準の維持向上と施設サービスの向上が図れるよう継続してモニタリングを実施するとともに、モニタリングの評価を踏まえて、引き続き、指定管理者を適切に指導・監督されるよう要望する。【努力要望事項】

< 個別事項 >

< すわ公園交流館 >

【指摘事項】

(1) 利用料金の承認手続きについて

利用料金については、四日市市すわ公園交流館条例においては指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものと規定されているが、承認手続きの事務処理がされていなかった。今後、指定期間が満了し、新たに基本協定を締結するときは、当該条例に基づき、承認手続きを経てから基本協定を締結するよう改めること。【是正改善事項】

(2) 管理業務の明確化について

施設管理に関する業務について、管理仕様書には保守管理業務と施設維持管理業務となっているが、消防法の規定に基づく消防用設備点検報告など点検・検査業務については、基本協定書及び管理仕様書に定める管理業務の範囲が明記されていない。今後、基本協定書に定める管理業務の範囲について、解釈上又は運用上疑義が生じないように、より明確な管理仕様書に改めること。

【是正改善事項】

(3) 備品の管理責任について

交流館は不特定多数の人が頻繁に出入する施設であり、備品の紛失・毀損等の発生が危惧されるが、基本協定に定める備品の管理責任について、盗難・紛失した場合の管理責任の所在が不明確な規定となっている。基本協定書に定める貸与備品の管理責任の範囲について、解釈上又は運用上疑義が生じないように、より明確な規定に改めること。【是正改善事項】

【所 見】

(1) 指定管理者との協議記録等の保存について

指定管理者から月例報告や年度終了後の事業報告書が提出されているが、所管課における立入検査や報告に対する対応記録、指定管理者との定期的な協議の記録は保存されていなかった。今後、管理点検体制などの内部統制機能の強化等の観点から回答内容や処理の経過等について指定管理者との協議記録の保存を検討すること。【検討事項】

(2) 適正な収支計画の作成について

事業収支について、人件費、事業費等支出経費において実施計画の額と実績額に相当の収支差益が見受けられた。指定管理者導入の初年度であり必要経費の査定が甘かったことによると思われるが、今後は、計画時点において市と指定管理者において十分に人件費、事業費など必要経費を精査し、適正な事業収支計画の作成に努めること。【努力要望事項】

(3) 利用料金の収納事務について

管理業務仕様書に定められている利用料金の収納について、交流館の受付窓口で徴収しているが、公金と私金の混同を防止するため、四日市市会計規則に準じて、小口現金としてつり銭資金を準備することが望ましい。併せて、現金出納簿等による現金の出納管理など適正な小口現金の管理について指定管理者に対して適切に助言・指導を行なうこと。【努力要望事項】

< 歯科医療センター >

【指摘事項】

(1) 経営状況の確認について

「四日市市歯科医療センターの管理に関する基本協定書」第33条に規定されている関係法令で求められる収支計算書については提出済みであったが、監査報告書が添付されていなかったため、注意し確認すること。【注意事項】

(2) 現金の管理について

現金支払簿に管理者の確認印漏れがあった。管理者は定期的に現金と帳簿の残高を照合のうえ、確認印を押して現金の適正管理に注意すること。【注意事項】

(3) 文書管理について

指定管理に係る協定書及び施設点検保守契約覚書等に締結日の記載漏れが見受けられたので、適正文書管理について早急に改善を行なうこと。【注意事項】

(4) 事業実績報告書について

平成18年度歯科診療の患者数において業務報告書と事業実績報告書との数値に差異が見られた。

毎月の管理業務及び経理実施状況を的確に把握した業務報告書を作成するとともに、事業実績報告書は正確に作成し、報告するよう注意すること。【注意事項】

【所 見】

(1) 支出事務について

指定管理に係る経費は特別会計として他の事業と明確に区分され経理されていたが、請求書等の関係諸票の宛先が、「四日市歯科医師会」になっているものがあり、区分がわかりにくいものがあった。指定管理に係る関係諸票は、他の会計との区分けがわかるような会計経理を行なうこと。

【努力要望事項】

(2) 障害者歯科治療の他市町との連携について

四日市市歯科医療センターは、障害者歯科医療の拠点として広く市民に利用されているが、三重郡、桑名市、いなべ市など北勢地域の住民は、四日市市歯科医療センターを利用することが出来ず、津市にある三重県歯科医師会の施設を利用しなければならないのが現状である。他市町から負担金を徴収するなど工夫して、北勢地域住民を対象とした歯科治療ができないか、検討を要望する。

【努力要望事項】